



### 1 8. 供給ガスの熱量、圧力およびガスグループ

当該ガス小売事業者が供給するガスの熱量、圧力およびガスグループは以下のとおりです。

[熱量]標準熱量：45MJ　最低熱量：44MJ  
[圧力]最高圧力：2.5kPa　最低圧力：1.0kPa  
[ガスグループ]13A

### 1 9. 需要場所への立入りによる義務の実施

当該一般ガス導管事業者は、次の業務を実施するため、または当社もしくは当該ガス小売事業者が必要と認める業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

- 当該一般ガス導管事業者の供給施設の検査および消費機器の調査のための業務
- 当該一般ガス導管事業者の供給施設の設計、工事または維持管理に関する業務
- 本契約の廃止により、ガスの供給を終了させるために必要な業務
- ガスの供給または使用の制限、中止もしくは停止または再開のための業務
- 検針、ガスメーター等の取替え業務
- その他保安上必要な業務

### 2 0. 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものいたします。

- (1)当社または当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給の制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
- 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
  - ガス工作物に故障が生じた場合
  - ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のための必要がある場合
  - 法令の規定による場合
  - ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - 保安上またはガスの安定供給上必要がある場合
  - その他託送約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当する場合
- (2)(1)の場合には、当社または当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告、その他適切な方法によってお客さまにお知らせすることがあります。

### 2 1. 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものいたします。

- (1)ガス工事をお申し込みされる場合は、当該一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、当該一般ガス導管事業者にお申し込みをしていただきます。
- (2)内管およびガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置および整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- (3)ガスメーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客さまに負担していただきます。
- (4)お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいいます）は、お客さまに負担していただき、当該一般ガス導管事業者の供給施設の修繕費は、当該一般ガス導管事業者が負担することを原則といたします。
- (5)その他ガス工事に関する事項は、託送約款等によります。

### 2 2. 工事費等の支払いおよび精算

- (1)当社は、託送約款等に基づき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を当該ガス小売事業者より受けた場合は、お客さまに対し当該ガス小売事業者が受けた金額を申し受けます。
- (2)お客さまは、当社が定める期日までに当社の指定する方法によりその金額を当社にお支払いいただきます。
- (3)当該一般ガス導管事業者より当該ガス小売事業者が、工事完了後、工事費、工事負担金または設備負担金等の精算を受けた場合は、当社は、お客さまとの間で工事費、工事負担金または設備負担金等をすみやかに精算するものいたします。

### 2 3. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものいたします。

- (1)内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾がえられないことによって検査ができなかった場合等、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (2)当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果を、すみやかにお客さまにお知らせします。
- (3)当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由によりお客さまが損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者はその責めを負いません。

### 2 4. 周知および調査業務

- (1)当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法に定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2)当該ガス小売事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸かし等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法に定める技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法に定める技術基準に適合していない場合、当該ガス小売事業者は、お客さまにガス事業法令に定める技術基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等の所要の措置、およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします
- (3)当該ガス小売事業者は、（2）の通知に係るガス機器について、ガス事業法に定めるところにより、再び調査いたします。

### 2 5. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものいたします。

- (1)お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (2)当社または当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (3)お客さまは、23(供給施設等の保安責任)(2)および24(周知および調査義務)(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令等に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4)お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当該一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。
- (5)お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (6)当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

### 2 6. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものいたします。

- (1)お客さまは、当社または当該ガス小売事業者または当該一般ガス導管事業者がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2)お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。また、当社は、これらの情報および当該一般ガス導管事業者の保安業務に有益な情報等について、当該ガス小売事業者を通じて当該一般ガス導管事業者に通知いたします。
- (3)お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用はお客さまの負担といたします。

(4)お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

- 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること
- 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
- 料金表に定める供給ガスに適合するものであること
- 高圧ガス保安法その他の関係法令に定める検査の有効期限内のものであること
- 当該一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること

(5)お客さまは、ガス事業法第62条に基づき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。

- 当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めること
- 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合に、保安業務に協力すること

なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあります。

#### 2 7. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものいたします。

- (1)お客さまは、当社に申し出ていただくことにより、託送約款等に基づき、当該ガス小売事業者を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2)お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

#### 2 8. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合は、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社および当該ガス小売事業者へ提供することについて、承諾するものいたします。

#### 2 9. その他

ガス需給約款に定めのない細目の事項は、必要に応じてガス需給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、当該一般ガス導管事業者がお客さまとの協議が託送約款等の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、当該一般ガス導管事業者と協議していただきます。

#### 3 0. 各種手続き、お問合せ

契約のお手続き、解約、その他ご不明の点、お問い合わせは、<各種手続き・お問い合わせ先>までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にともない本契約を解約する場合、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申し込みが必要になるためお早めにお申し込みください。

|  |  |
|--|--|
| <p>&lt;各種手続き・お問い合わせ先&gt;</p> <p>●取次事業者</p> <p>株式会社ハルエネ 代表取締役 神山仁志</p> <p>〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-9-9</p> <p>第一池袋ホワイトビル5F</p> <p>電話番号： 0570-001-296</p> <p>[受付時間：（平日・土）10:00～18:00／（日・祝）定休日]</p> | <p>&lt;ガス小売事業者の表示&gt;</p> <p>株式会社サイサン（登録番号A0023）</p> <p>代表取締役 川本武彦</p> <p>〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5</p> <p>電話番号:0120-41-3130</p> <p>[受付時間:24時間]</p> |
|--|--|

#### 個人情報の取り扱いについて

本申込書にご記入されたお客さまの個人情報〔氏名、住所、電話番号等連絡先情報および需給契約の契約番号、供給地点に関する情報（託送供給契約を締結する一般ガス導管事業者の供給区域、供給地点特定番号、託送契約高情報、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処置方法）等〕は、当社および当該ガス小売事業者・当該一般ガス導管事業者による託送供給契約または変更または解約、需給契約または廃止取次、供給地点に関する情報の確認、ガスの検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく当該一般ガス導管事業者の業務遂行、また、グループ会社・協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。

なお、個人情報の利用目的は、当社ホームページでもご案内しておりますので、そちらもあわせてご確認ください。

#### クーリング・オフに関するお知らせ（法人のお客様および個人のお客様のうち営業のためもしくは営業としてお申し込みいただいたお客様は除きます。）

- お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。
- この場合
  - お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
  - すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
  - お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
  - お客さまにはガスを使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
- クーリング・オフを行う場合は、ハガキ等（簡易書留が確実です。）により株式会社ハルエネ宛に郵送してください。

|   |  |
|---|--|
| 表   | 裏  |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">切手</div> <p style="text-align: center;">〒171-0022</p> <p style="text-align: center;">東京都豊島区南池袋2-9-9</p> <p style="text-align: center;">第一池袋ホワイトビル5F</p> <p style="text-align: center;">株式会社ハルエネ</p> <p style="text-align: center;">都市ガス申込窓口</p> <p style="text-align: center;">行</p> <p style="text-align: center;">・ご住所<br/>・ご契約者名(フリガナ)<br/>・連絡先電話番号</p> | <p style="text-align: center;">●申し込み(契約)年月日<br/>○●●●年○月○日</p> <p style="text-align: center;">●ガスの契約プラン<br/>○●プラン</p> <p style="text-align: center;">●ガスの供給地点特定番号<br/>○●●●●●●●●●●●●●●●●</p> <p style="text-align: center;">右記契約を解除しますので通知します。</p> |